

○萩市中小企業等事業拡大補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、産業振興の基盤である中小企業者を支援し、事業の持続化や成長促進を図ることにより、萩市の地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助対象となる事業者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(個人事業主を含む。)、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者、小企業者(常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業は2人)以下の会社及び個人)又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(以下「事業者等」という。)であること。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成26年法律第69号)に規定する社団法人及び財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人であること。ただし、常時使用する従業員の数は前項に規定する小規模事業者に準ずる。
- (3) 市内に所在地又は主たる事業所があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 山口県信用保証協会の保証の対象となる業種であること。ただし、農林漁業はこの限りではない。
- (6) 本人又はその者と現に同居し、若くは扶養する親族が暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋等)でないこと。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 事業者等が受注機会の拡充や新たな販路拡大を図るために実施する展示会、見本市、商談会等(以下「展示会等」という。)又は事業者等の物産展等への出展に係る事業(以下「販路拡大事業」という。)のうち次のいずれかに該当するもの。
 - ア 商品の宣伝又は販路開拓を目的として、県外で開催される展示会等への出展(以下「展示会等出展」という。)
 - イ 県外で開催される物産展等への出展(以下「物産展出展」という。)
- (2) 決済環境の利便性を図るためのクレジットカード・電子マネー決済機器の導入(以下「クレジットカード・電子マネー決済機器導入事業」という。)
- (3) 製品のPR又は販路開拓に要する広告宣伝、パンフレット等PRツールの導入等(以

下「広告宣伝・PRツール作成事業」という。)

(4) 市の地域資源等を活用した新たな商品の開発等(以下「新製品・新商品開発事業」という。)の事業のうち次の要件を満たすもの。

ア 原則、市内で製造・販売等が行われるもの。ただし、農林水産加工品など飲食品は、原材料に萩産のものを必ず含むこと。

イ すでに同一の商品化がなされていないもの。

(5) 人材育成、人材確保対策、職場環境の改善等(以下「人材育成・人材確保・職場環境改善事業」という。)

(6) インターネット接続の利便性を図るとともに、まちの賑わい創出のための無料の公衆無線LANの導入(以下「公衆無線LAN設置」という。)の係る事業のうち次の要件を満たすもの。

ア 利用者の端末及び通信事業者の区別なく、無料で公衆無線LANを利用でき、多言語による掲示を行うこと。

イ Wi-Fi(ワイファイ)機器を使用して整備すること。

ウ パスワード等の認証を要しない設定とする等、簡単に接続できるよう配慮すること。

エ 申請者やその関係者に限らず、だれでも利用できる環境であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助事業の補助率は2分の1とし、対象経費及び最高限度額は、次のとおりとする。

補助事業	対象経費	最高限度額
(1) 販路拡大事業	ア 展示会等出展 商品の宣伝又は販路開拓を目的として、県外で開催される展示会等への出展に要する参加費、旅費、施設借上料、輸送費及び広告宣伝費	申請1回につき 5万円 ※海外の展示会等への出展の場合は申請1回につき10万円
	イ 物産展等出展 県外の物産展等への出展に要する参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費、広告宣伝費等	申請1回につき 3万円 ※海外の物産展等への出展の場合は申請1回につき10万円
(2) クレジットカード・電子マネー決済機器導入事業	クレジットカード及び電子マネーの決済端末機の本体、暗証番号用のキーパッド、電子マネー決済用の接触リーダライタ等の設置に要する経費(通信回線の設置に係る整備費や基本料金、保守経費及び運営経費を除く。)	申請1回につき 5万円 ※決済用タブレットのみの設置の場合は、申請1

		回につき 1 万円
(3) 広告宣伝・P R ツール作成事業	新製品の P R 又は販路開拓に要する印刷製本費、自社製品の P R 又は販路開拓を目的としたホームページの新規作成・更新に要する経費、ネットショップの開設に要する経費、自社 P R 又は商品のカタログ若しくはパンフレットの作成に要する経費等(通信経費及び一時的に使用するチラシ経費を除く。)	申請 1 回につき 5 万円 ※自社独自ホームページ若しくはパンフレットの 新規作成又は更新の場合は、申請 1 回につき 10 万円
(4) 新製品・新商品 開発事業	専門家謝金、研修費、試作品の作成費や委託料、知的財産権(特許権や商標権等)の出願に要する経費等	申請 1 回につき 2 5 万円
(5) 人材育成・人材 確保・職場環境改 善事業	市外で開催する合同企業説明会等への出展に要する経費、旅費、研修費、従業員の福利厚生サービスへの新規加入の初年度会費、職場環境の改善や労働環境の整備等に要する専門家等への謝金、従業員の管理システム導入経費、求人情報サイトなどへの掲載費用等、その他必要と認められるもの	申請 1 回につき 5 万円
(6) 公衆無線 L A N 設置事業	公衆無線 L A N の設置に要する機器等の購入及び設置等経費(回線工事費、通信費等を除く。)、パソコン等の通信機器の使用に要する充電用コンセントなどの設備の設置に係る経費	申請 1 回につき 5 万円

備考 補助金の金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2 同一の補助対象者が補助金を申請できる回数は、前項の表に掲げる補助事業のうち、各年度 3 事業までの申請を上限とし、販路拡大事業及び人材育成・人材確保・職場環境改善事業については 2 回以内、その他の事業については 1 回以内とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(補助対象外経費)

第 5 条 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 人件費、家賃及び光熱水費
 - (2) 企業の通常活動とみなされる経費
 - (3) 振込手数料及び消費税などの経費
 - (4) その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの
- (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施前に萩市中小企業等事業拡大補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング又は現地調査を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

3 市長は、第1項の決定を行った場合は、萩市中小企業等事業拡大補助交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助言)

第8条 市長は、補助金の交付の適否を決定するに当たり必要があるときは、中小企業の支援に関し識見を有する者に助言を求めることができる。

(補助事業の内容の変更等)

第9条 第7条の規定により、補助金の交付が認められた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ萩市中小企業等事業拡大補助金交付変更交付申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ萩市中小企業等事業拡大補助金中止(廃止)申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別途市長が指定する日までに萩市中小企業等事業拡大補助金実績報告書(様式第7号)に収支決算書(様式第8号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(検査及び補助金の交付)

第12条 市長は、補助事業者から実績報告書の提出があった場合は速やかに検査を行い、萩市中小企業等事業拡大補助金交付確定通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

2 事業者は、前項の規定により補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとする場合は、萩市中小企業等事業拡大補助金交付請求書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(状況の調査)

第13条 市長は、補助金の交付後3年間を目途に必要な応じて補助事業者に事業の状況報

告を求めることができる。

(予算との関連)

第14条 補助金の交付は、予算の範囲内において実施するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。